

平成18年度版

深谷市の環境



深谷市 環境課



はじめに



今日の私たちは、科学技術の進歩や社会経済の発展により、物質的な豊かさと共に、生活の快適さや便利さを手にすることができました。また、ライフスタイルも生活のコンビニ化といわれるほど大きな変化をもたらしています。

この豊かで便利な生活がもたらされているのは、大量生産・大量消費・大量廃棄という一方通行のシステムによるものであり、こうした社会経済構造はあらゆる面で環境への負荷を増大させてきています。

身近な環境問題では、各家庭から排出される生活排水による河川の水質汚濁、自動車の排ガスによる大気汚染や、近隣騒音、悪臭があり、かつての産業公害と異なり、私たちの日常生活や通常の事業活動に起因していることが多く、市民一人ひとりが被害者であると同時に加害者であるという構図となっています。

また、グローバルな視点で見ると、私たちの日々の生活や産業活動が、地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯林の破壊などと深く係わり、地球規模の環境問題がクローズアップされています。

これらの問題を解決していくためには、私たち一人ひとりが家庭生活や社会活動の中で、日々環境に配慮した活動を実践するとともに、大量生産、大量消費、大量廃棄という社会経済構造のあり方そのものを見直し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な資源循環型社会の構築が必要です。

深谷市、岡部町、川本町及び花園町が平成18年1月1日に合併し、あらたな深谷市として誕生しました。

これに伴い、新たな環境政策の方針を定めた「深谷市環境基本計画」の策定が必要となり、現在その作業を進めているところです。

本書は、深谷市環境基本条例第10条の規定に基づき、環境行政の現状とその施策の実施状況等について、平成18年度版「深谷市の環境」として取りまとめたものです。

本書が、皆様の環境問題に関する認識と理解を深めていただくための一助となれば幸いです。

平成19年 8月

深谷市市民環境部環境課

目次

第1章 環境保全

第1節	大気汚染	1
第2節	水質汚濁	5
第3節	騒音・振動・悪臭	9
第4節	土壌地下水汚染	16
第5節	ダイオキシン類対策	18
第6節	その他環境保全対策	21

第2章 ごみの処理とリサイクル

第1節	ごみ処理の現状	25
第2節	ごみの減量化とリサイクルの推進	35

第3章 し尿・浄化槽汚泥の処理

第1節	し尿・浄化槽汚泥処理の現状	38
-----	---------------	----

第4章 葬斎施設

第1節	葬斎施設の現状	41
-----	---------	----



第1章 環境保全

第1節 大気汚染

1 大気汚染の状況

大気汚染とは人がおこなう生産活動である工場・事業場（固定発生源）から排出される排ガスや粉じん等、自動車・船舶等（移動発生源）から出る排気ガス等によって大気が汚染され、人や動植物に被害を及ぼすことをいいます。現在、大気汚染物質としては、SO₂（二酸化硫黄）、NO₂（二酸化窒素）、Ox（光化学オキシダント）、CO（一酸化炭素）、SPM（浮遊粒子状物質）、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、シクロロメタン及びダイオキシン類について環境基準が定められています。（表 1.6）

大気汚染は交通量の多い沿道被害のように極所的に被害を発生させる場合もありますが、汚染物質が大気の流れによって移動するため、東京都や埼玉県南部で発生した光化学オキシダントが南東風に流され、深谷市等の県北部でも光化学スモッグ注意報が発令されるなど広域的な環境問題でもあります。近年では中国で発生した光化学オキシダントが日本に影響を与えているとの報告もあります。また、大気汚染は、地球温暖化やオゾン層破壊、酸性雨といった地球規模での環境問題にまで広がっており、国際的な取組みが実施されています。これら地球規模に及ぶ環境問題もその原因物質は人為的な活動により排出されたものであり、排出低減対策は特に都市部でより積極的に推進すべき課題となっています。

2 深谷市における大気環境調査

本市では、大気中の二酸化硫黄と二酸化窒素濃度の地域差を把握するため、市内6箇所について簡易測定法（硫黄酸化物と窒素酸化物を吸着する試料を約1月間連続して大気中に暴露し、吸着量を測定する方法）により継続的に測定しています。

(1) 二酸化硫黄

二酸化硫黄は硫黄を含む重油などの燃料の燃焼に伴って生成されます。工場・事業場で使用される燃料の低硫黄化により全国的に減少傾向にあり、本市における経年変化を表 1.1 に、また平成 18 年度の月毎の測定値をグラフに示しました。

経年変化についてはほぼ横ばい状況となっています。また、月毎の変化では2月が高くなっています。これは暖房による影響と考えられます。

(2) 二酸化窒素

二酸化窒素は、物が高温で燃焼する際に空気や物質中に含まれる窒素が酸素と反応して生成される物質で、光化学オキシダントや酸性雨の原因の一つとなっています。主要な発生源として、以前は工場等のばい煙が中心でしたが、法令の規制により沈静化し、代わって自動車の排気ガスが主流となり、それに伴う自動車の窒素酸化物対策が急務となっています。本市における経年変化及び月毎の変化は、ほぼ横ばい状況です。

表 1.1 二酸化硫黄濃度の経年変化

単位: ppm

年度	深谷中	桜ヶ丘小	藤沢小	幡羅小	J A 明戸支店	豊里消防分署
15	0.002	0.002	0.003	0.002	0.003	0.003
16	0.001	0.002	0.003	0.002	0.002	0.002
17	0.002	0.002	0.003	0.002	0.003	0.003
年度	深谷市役所	豊里消防分署	藤沢小	岡部浄化センター	川本総合支所	花園消防署
18	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002

平成18年度 大気中の二酸化硫黄濃度の月別変化

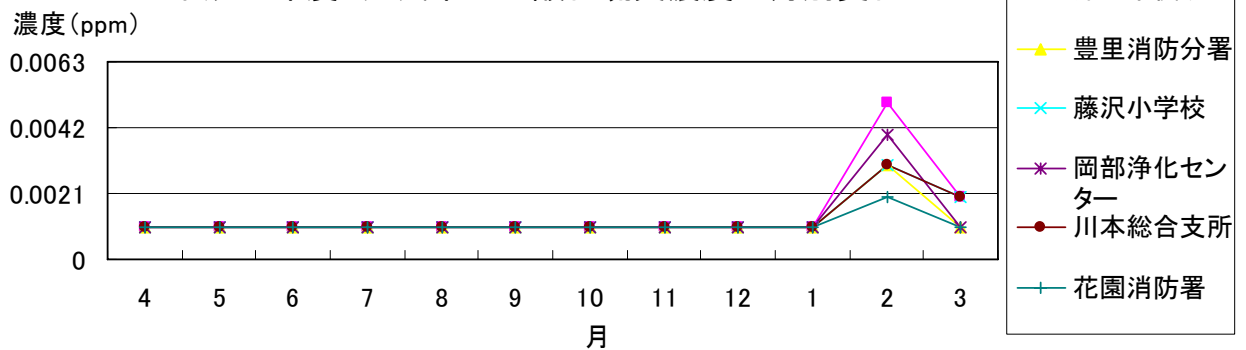
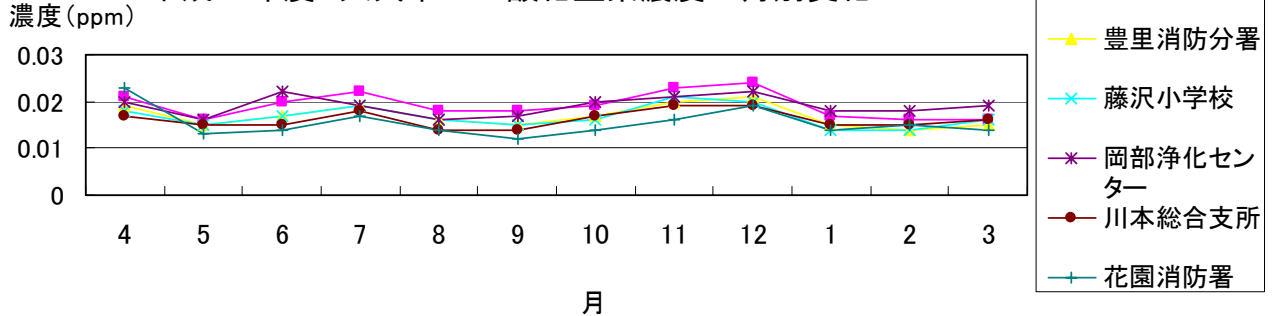


表 1.2 二酸化窒素濃度の経年変化

単位: ppm

年度	深谷中	桜ヶ丘小	藤沢小	幡羅小	J A 明戸支店	豊里消防分署
15	0.016	0.017	0.016	0.019	0.018	0.018
16	0.017	0.018	0.016	0.020	0.019	0.019
17	0.016	0.017	0.016	0.019	0.018	0.018
年度	深谷市役所	豊里消防分署	藤沢小	岡部浄化センター	川本総合支所	花園消防署
18	0.019	0.017	0.017	0.019	0.016	0.015

平成18年度 大気中の二酸化窒素濃度の月別変化



3 埼玉県による常時監視測定

大気汚染物質を監視するため、県では大気汚染常時監視測定局を県内各地に設置しています。深谷市内では、一般環境測定局が桜ヶ丘小学校に、自動車排出ガス測定局が深谷商業高校にそれぞれ設置されています。平成 18 年度の測定結果は表 1.3 のとおりです。

表 1.3 平成 18 年度市内常時監視測定結果

測定場所	二酸化窒素			浮遊粒子状物質			光化学オキシダント		
	年平均値	2 日 % 平均 除去値	適 環 否 境 環 境 基 準 の	年平均値	2 日 % 平均 除去値	適 環 否 境 環 境 基 準 の	均 間 昼 値 間 間 の の 年 1 平 時	値 間 昼 間 間 の の 最 高 時	適 環 否 境 環 境 基 準 の
単位及び 評 価	ppm	ppm	○、×	mg/m ³	mg/m ³	○、×	ppm	ppm	○、×
桜ヶ丘小 一般環境	0.017	0.032	○	0.030	0.078	○	0.031	0.154	×
深谷商業 自動車排気	0.021	0.037	○	—	—	—	—	—	—

[平成 18 年度埼玉県大気環境調査結果]

- ※ ・浮遊粒子状物質 (SPM) とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、10 μm (1 μm は 1,000 分の 1mm) 以下のものをいいます。(SPM: Ssuspended Particulate Matter)
 ・光化学オキシダント (Ox: Oxidant) とは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他の光化学反応により生成される酸化性物質をいいます。

4 光化学スモッグ

自動車の排出ガスや工場のばい煙等に含まれている窒素酸化物や炭化水素等が、太陽の紫外線により複雑な光化学反応を起こし、生成された光化学オキシダント (酸化性物質) が一定の濃度以上になると人体や植物等にいろいろな被害を与えます。これが、光化学スモッグといわれているものです。光化学スモッグの発生は気象条件が大きく影響し、特に気温が上昇し、弱い南東風が吹く 5 月から 9 月に発生しやすくなります。県では「埼玉県大気汚染緊急時対策要綱」を策定し、光化学スモッグの主な指標となっている光化学オキシダントの常時測定を行い県内を 8 地域に分けて地区ごとに注意報等を発令しています。深谷市は本庄地区に該当し、過去 5 年間の光化学スモッグ注意報の発令状況について表 1.4 にまとめました。平成 17 年度には光化学スモッグ警報が県南東部・中部に 21 年ぶりに発令されました。

表 1.4 深谷市(本庄地区)の光化学スモッグ注意報等の発令状況 単位:件

種類 年度	予報	注意報	警報	重大緊急報
平成 14 年度	19	7	0	0
平成 15 年度	6	6	0	0
平成 16 年度	17	11	0	0
平成 17 年度	8	12	0	0
平成 18 年度	8	10	0	0

[埼玉県平成 17 年度大気汚染常時監視測定結果報告書から]

表 1.5 光化学スモッグ発令基準

区 分	発 令 基 準
予 報	気象条件及びオキシダント測定値等を検討し、下三欄のいずれかの 一に掲げる状態が発生すると予測されるとき。
注 意 報	一の基準測定局において、オキシダント測定値が 0.12ppm 以上になり、かつこの状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。
警 報	一の基準測定局において、オキシダント測定値が 0.20ppm 以上になり、かつこの状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。
重大緊急報	一の基準測定局において、オキシダント測定値が 0.40ppm 以上になり、かつこの状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。

表 1.6 大気汚染に係る環境基準

物質	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	光化学 オキシダント	浮遊粒子状 物質
環境上 の条件	1時間値の1日 平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間 値が 0.1ppm 以下であること。	1時間値の1日 平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン 内又はそれ以下であること。	1時間値の1日 平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値 の 8 時間平均 値が 20ppm 以下であること。	1 時間値が 0.06 ppm 以下である こと。	1 時間値の1日 平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間 値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
物質	ベンゼン	トリクロロ エチレン	テトラクロロ エチレン	ジクロロメタン	ダイオキシン類
環境上 の条件	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下 であること。	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下 であること。	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下 であること。	年間平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

※ ・環境基準とは、「人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持することが望ましい基準」であり、行政上の政策目標です。

・pg(ピコグラム): 1 兆分の 1g

・TEQ(Toxicity Equivalency Quantity): 毒性等量(ダイオキシン類の量を、ダイオキシン類の中で最も毒性の強い 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算した量として表現したもの)

第2節 水質汚濁

1 河川の水質汚濁

水質汚濁とは、工場・事業場や家庭などから排出される汚水によって、河川等の水質が悪化することをいいます。かつては工場・事業場の排水が主な水質汚濁の原因となっていました。近年は工場・事業場に対する規制が強化されたことにより、家庭からの生活雑排水が河川等の水質汚濁の主な原因となっています。

本市では、生活排水処理対策として、地域の状況に応じて公共下水道、農業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽の普及・促進に努めています。

2 河川の水質監視

本市の河川等は、南部が荒川水系、北部が利根川水系と二つの水系となっています。

荒川水系の河川には荒川、亀住川、吉野川の一級河川（国・県管理）があり、利根川水系では一級河川の利根川、小山川、福川、唐沢川、清水川、備前渠川、志戸川、藤治川が、準用河川（市管理）として伊勢方川、深谷横瀬川、戸田川、上唐沢川、西川、本郷排水が、普通河川（市管理）として谷田堀川、岡部排水路、大堀川、押切川、前の川があります。本市では埼玉県による主要河川の調査を補完するために、主に市管理の準用河川、普通河川を中心に水質調査を行ってしています。平成18年度の調査結果は表1.7のとおりです。

表 1.7 平成 18 年度 河川水質調査結果(年平均値)

項目 測定場所		濃度	生物学的 酸素要求量	化学的 酸素要求量	浮遊物質	溶存酸素量	環境基準 類型
		PH	BOD	COD	SS	DO	
単位		-	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	
小山川	一の橋	8.1	2.6	4.7	7.3	10	B
	新明橋	8.1	3.0	6.0	7.5	9.9	
福川	田中橋	7.3	18	16	8.7	6.3	
	高名橋	7.7	4.3	7.0	12	5.8	
	岡部浄化センター下流	7.7	3.3	6.0	6.7	3.9	
岡部排水路	コスモス街道付近	7.6	18	19	34	7.2	
上唐沢川	呑沢橋	7.9	5.2	7.8	7.0	8.7	
	忠度橋	7.7	16	15	16	5.4	
唐沢川	森下橋	8.2	4.2	6.8	7.0	11	B
下唐沢川	永徳屋橋	8.4	3.9	6.5	6.7	9.7	
志戸川	落合橋	8.2	2.4	5.2	5.9	11	-
藤治川	長作橋下流	8.0	2.3	4.6	5.0	10	
吉野川	赤木橋	8.0	3.8	7.2	5.3	9.3	
	落合橋	8.0	11	13	7.8	9.4	
亀住川	武蔵野 230-2	8.3	1.3	4.1	8.3	10	

※ 年平均値の計算 BOD 値 0.5 未満は 0.5 として、SS 値 5 未満は 5 として計算した。

市内を流れる河川のうち、利根川、小山川、福川、唐沢川、荒川については生活環境を保全するうえで望ましい水質の環境基準が定められています。

また、利根川水系では水質の濃度規制が適用されていますが、荒川水系では総量規制が適用されています。

下図に平成18年度の生物化学的酸素要求量（BOD）の月別変化を示しました。水質は水量に大きく影響され水量の少ない冬季にBODが高くなる傾向となっています。

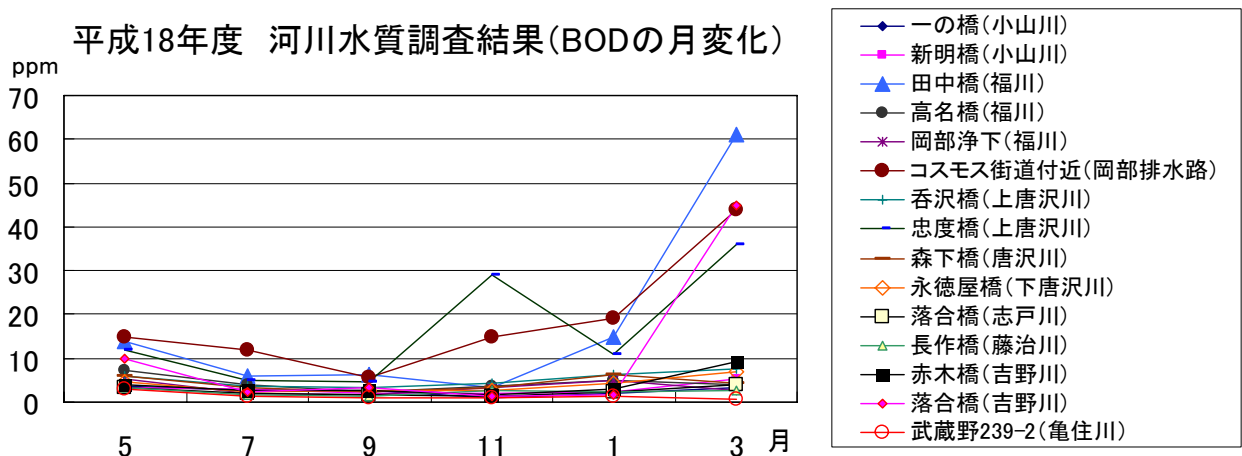


表 1.8 水質環境基準の指定状況

河川名	水域名	範囲	該当類型 (達成期間)	指定年月日
利根川	利根川中流	坂東大橋から 江戸川分岐点まで	A(イ)	昭和46年5月25日
小山川	小山川下流	元小山川合流点から 利根川合流点まで	B(ロ)	昭和46年5月25日
福川	福川	全域	B(ロ)	昭和46年5月25日
唐沢川	唐沢川	全域	B(ハ)	平成18年3月24日
荒川	荒川上流(2)	中津川合流点から 熊ヶ谷まで	A(イ)	昭和47年4月6日

表 1.9 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

類型	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	6.5 以上 8.5 以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN/100ml 以下
A	6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/100ml 以下
B	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	5,000MPN/100ml
C	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—
D	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—
E	6.0 以上 8.5 以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/ℓ以上	—

達成期間の分類

イ	直ちに達成
ロ	5 年以内で可及的すみやかに達成,
ハ	5 年を超える期間で可及的すみやかに達成

- ※ pH : 水素イオン指数 pH (power of hydrogen の略) pH の読みはピーエイチ (英語読み) pH は 1 から 14 までの指数で、pH=7 を中性、pH>7 をアルカリ性、pH<7 酸性
- BOD : 生物化学的酸素要求量 (Biochemical Oxygen Demand) 水中の有機物 (汚濁物質) が微生物の働きにより分解されるのに要した酸素の量で水質の汚れを判断する指標です。有機物による汚れがひどいほど BOD は高くなります。
- SS : 浮遊粒子状物質 (Suspended Solids の略) 水中に浮遊または懸濁している直径 2mm 以下の粒子状物質
- DO : 溶存酸素量 (Dissolved Oxygen) 水中に溶存する酸素の量、有機物による汚染が著しいほど溶存酸素量が低くなります。一般に魚介類は 5mg/ℓ以上の溶存酸素量が必要といわれます。
- 大腸菌群数 : 腸内に生息する菌の数から、し尿による水の汚染の状況を確認するための指数です。(MPN: Most Probable Number) 最確数で、大腸菌のコロニー数

3 生活排水対策

河川の水質汚濁の原因は、生活系排水が 7~8 割を占めているといわれています。この根本的な解決は、公共下水道や農業集落排水処理施設等の整備を待たなければなりません。住民一人ひとりの「川をきれいにする」という心がけも必要です。

市では、河川環境の美化活動等を行っている団体を支援しています。これらの団体は、自発的に河川敷の清掃や花植え、空き缶等のごみ拾いなどの活動を行っておりま

す。また、市では「深谷市浄化槽設置補助金交付要綱」により、合併処理浄化槽の普及を図るとともに、「深谷市合併処理浄化槽維持管理補助金交付要綱」により、適正な維持管理の促進を図っています。

表 1.10 市内河川浄化団体一覧

団 体 名	設 立 年
上唐沢川をきれいにする会	昭和 63 年
上唐沢川に清流をとりもどす会	昭和 63 年
唐沢川を愛する会	平成 5 年
唐沢川をきれいにする会	平成 13 年
クリーンリバー あじさいの会	平成 16 年
西和会	平成 17 年
緑ヶ丘 川をきれいにする会	平成 17 年
福川を愛する会	平成 18 年

表 1.11 合併処理浄化槽設置費補助金の交付状況

年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
合 計	155	129	132	132	155
深谷	119	108	85	89	78
岡部	6	6	11	9	40
川本	16	14	15	12	16
花園	14	1	21	22	21

※ 平成 18 年度 補助金額

- ・ 新設 240,000 円/基
- ・ 切替(単独浄化槽又は汲み取りからの切替)
 - 5人槽 354,000 円/基+60,000 円(撤去費)
 - 7人槽 411,000 円/基+60,000 円(撤去費)
 - 10人槽 519,000 円/基+60,000 円(撤去費)

表 1.12 合併処理浄化槽維持管理費補助金交付状況

年 度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
合 計	438	499	546	579	721
深谷	438	499	546	579	594
岡部	—	—	—	—	32
川本	—	—	—	—	65
花園	—	—	—	—	30

※ 補助金額 25,000 円/1 世帯/年 但し継続して 5 年間のみ

下水道の供用開始区域及び農業集落排水処理開始区域以外の区域に設置
10 人槽以下、専用住宅又は店舗併用住宅(住宅部分の床面積が 1/2 以上)
市税を完納していること。法定検査、清掃、保守点検を実施していること。

第3節 騒音・振動・悪臭

1 工場・事業所の騒音・振動

私たちの周辺には、さまざまな音が存在しており、その中には、私たちが積極的に耳を傾けて聴こうとする音と、聞きたくないのに耳に入ってくる音があり、後者が一般に騒音といわれています。

本市では、工場・事業所の騒音・振動について、騒音規制法と振動規制法に基づく特定施設（金属加工機械等）及び埼玉県生活環境保全条例に基づく指定騒音施設（木材加工機械等）の届け出をもとに、騒音・振動の防止について指導をしています。

また、近年の騒音問題は、一般家庭や店舗などの室外機や給湯設備など、従来の法律では規制されない施設が発生源となる傾向にあります。超低周波音により、発生源から100m以上も離れた場所で窓がガタガタする、圧迫感が感じられるなどの現象を引き起こす問題も発生しています。一般的に、音の感じ方は個人差が大きく、このことが騒音問題の解決を難しくしている一因となっています。

平成18年度の騒音苦情は14件で、建設工事関係の苦情が最も多く、その他は家庭生活から発生する生活騒音となっています。

図 平成18年度騒音苦情発生源内訳

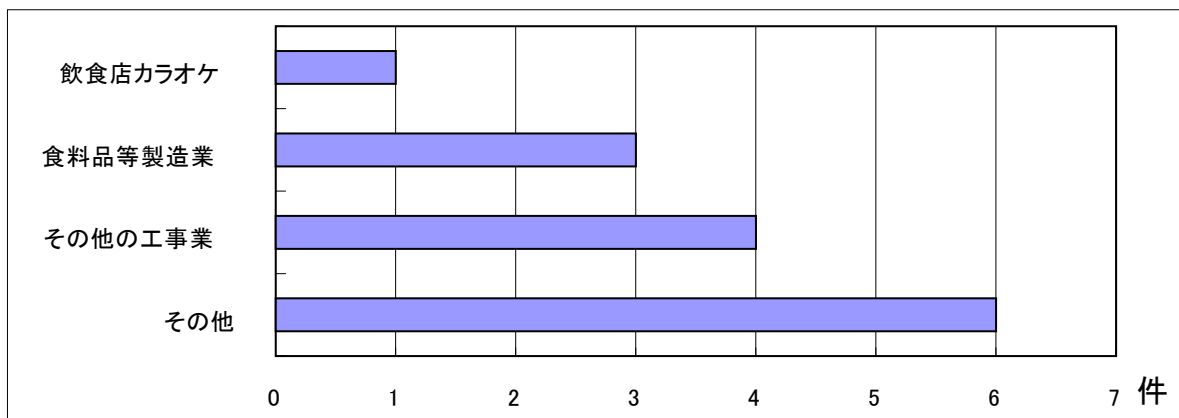


表 1.13 騒音規制法で定める規制基準

単位：dB(デシベル)

区域の区分↓	時間の区分→	朝	昼 間	夕	夜 間
1 種	1 種・2 種低層住居専用地域	4 5	5 0	4 5	4 5
	1 種・2 種中高層住居専用地域				
2 種	1 種住居・2 種住居地域・準住居地域 用途地域指定外・都市計画地域外の地域	5 0	5 5	5 0	4 5
3 種	近隣商業・商業・準工業地域	6 0	6 5	6 0	5 0
4 種	工業・工業専用地域（一部）	6 5	7 0	6 5	6 0

※ 時間の区分について 朝=午前6時～午前8時 昼=午前8時～午後7時
夕=午後7時～午後10時 夜間=午後10時～午前6時

2 道路交通（自動車）騒音

市では、昨年度市内5地点で24時間の道路交通騒音を測定しました。結果は表1.14のとおりとなっています。道路交通騒音が法律で定めた値（要請限度）よりも高い場合は、道路管理者に対し、騒音を下げよう要請していくことになります。

表 1.14 平成18年度道路交通騒音測定結果 (単位:dB(デシベル) H19.2.27~28)

測定地点 及び 時間帯	県道熊谷児玉線 藤沢地内 消防藤沢分署前		上武国道 蓮沼地内 蓮沼橋付近		深谷バイパス 岡地内 中宿歴史公園前		国道140号 荒川地内 荒川1162付近		国道140号 バイパス 長在家歩道橋	
	昼間 (6~ 22時)	夜間 (22~ 6時)	昼間 (6~ 22時)	夜間 (22~ 6時)	昼間 (6~ 22時)	夜間 (22~ 6時)	昼間 (6~ 22時)	夜間 (22~ 6時)	昼間 (6~ 22時)	夜間 (22~ 6時)
測定結果	69	64	61	59	69	69	70	68	73	68
環境基準	70	65	65	60	70	65	70	65	70	65
要請限度	75	70	75	70	75	70	75	70	75	70

※ 測定結果は、 L_{Aeq} の時間帯平均値

L_{Aeq} とは等価騒音レベル(騒音レベルのエネルギー平均値 Equivalent Sound Level)

A は音の周波数成分別に聴覚の特性の補正を行ったものです。

3 深夜営業騒音

騒音規制法で規制対象とならない飲食店におけるカラオケ騒音、ゴルフ練習場、バッティングセンター等の夜間営業に対して埼玉県生活環境保全条例で規制しています。近年では、コンビニエンスストアやファミリーレストラン等の駐車場での「客の話し声」、「車の発車音」、「ドアの開閉音」に起因した騒音苦情の訴えもあります。

深夜営業騒音の規制・指導については、知事から市長に委任されています。

規制対象業種（埼玉県生活環境保全条例別表第7）

◎飲食店・喫茶店・ボーリング場・バッティングセンター・ゴルフ練習場・小売店
営業（店舗面積が500㎡以上）・公衆浴場（保養を目的とするもの）

規制基準（埼玉県生活環境保全条例施行規則別表第18：午後10時から翌午前6時まで）

表1.15 埼玉県生活環境保全条例に基づく規制基準 単位:dB(デシベル)

区域	1種区域	2種区域	3種区域	4種区域
用途区分	1種低層住専 2種低層住専 1種中高層住専 2種中高層住専	1種住居 2種住居 準住居・用途外	近隣商業・商業 準工業	工業・工専
許容限度	45	45	50	50

上記の7業種については、音量規制の他、午後11時以降における音響機器〔カラオケ装置、ステレオセットその他の音声機器、拡声装置、録音・再生装置（カラオケ

装置を除く)、有線ラジオ放送装置(受信装置に限る)、楽器]の使用は、禁止(商業、工業、工専地域を除く)されています。ただし、音響機器から発生する音が、営業を行う場所の外部に漏れない場合は、使用可能です。

飲食店に対しては、県の要綱により保健所で行う営業許可申請時において、条例の内容の説明や防音対策について指導をしています。

表 1.16 深夜営業飲食店の指導件数

単位：件

年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
件数	16	22	20	12	10

4 建設作業騒音等

マンションや大型店舗の建設工事に際しては、非常に大きな騒音や振動が発生します。そこで法律では、特に大きな騒音・振動を発生する施設や機械を指定し、これらを使用する場合、「特定建設作業」として規制しています。特定建設作業を行おうとする事業者については、作業開始の7日前までに所定の届出書を市に提出することになっています。

表 1.17 特定建設作業の規制基準

単位dB(デシベル)

	区域区分	騒音規制法	振動規制法		
基準値	1号	85	75	1号区域	第1種低層住居専用・第2種低層住居専用・第1種中高層住居専用・第2種中高層住居専用・第1種住居・第2種住居・準住居・準工業・近隣商業・商業・用途地域以外の各地域。 また、上記以外の場所で、学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲概ね80m以内の区域
	2号				
作業禁止時間	1号	午後7時～午前7時			
	2号	午後10時～午前6時			
最大作業時間	1号	10時間/日			
	2号	14時間/日			
最大作業日数	1号	連続6日		2号区域	1号区域以外の区域
	2号				
作業禁止日	1号	日曜・休日			
	2号				

表 1.18 特定建設作業騒音・振動届出件数

単位：件

年度	14年度		15年度		16年度		17年度		18年度	
区分	騒音	振動	騒音	振動	騒音	振動	騒音	振動	騒音	振動
件数	4	3	18	14	6	6	10	10	12	13

また、埼玉県環境保全条例では、屋外作業場に対する騒音・振動の規制基準を下表のとおり定めています。

表 1.19 屋外作業場に対する騒音・振動の規制基準 単位dB(デシベル)

対象作業場	区域区分	朝 (6:00~8:00)	昼 (8:00~19:00)	夕 (19:00~22:00)	夜 (22:00~6:00)	振動 昼 (8:00~19:00)	振動 夜 (19:00~8:00)
		1. 廃棄物、原材料等を保管するために設けられた場所 (150㎡以上)	1種	45	50	45	45
	2種	50	55	50	45		
2. 自動車駐車場 (20台以上)	3種	60	65	60	50	65	60
3. トラックターミナル	4種	65	70	65	60		

※区域区分は、表 2.7 の区分と同じ。

※届出の方法等の詳しいことについては、市環境課までお問い合わせください。

表 1.20 一般地域の騒音に係る環境基準

地域の 類型	該当地域	時間の区分	
		昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで
A	第1種・第2種低層住居専用 地域 第1種・第2種中高層住居専用 地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
B	第1種・第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域		
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下

※ 工業専用地域については適用されない。

表 1.21 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地域の区分	昼間	夜間
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

※ 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の道路部分をいう。

表 1.22 幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準(特例)

区分	昼間	夜間
屋 外	70 デシベル以下	65 デシベル以下
窓を閉めた屋内	45 デシベル以下	40 デシベル以下

- ※ 1 幹線交通を担う道路とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道、4 車線以上の市町村道、及び自動車道路であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。
- 2 近接する空間とは、道路端からの距離が2車線以下では 15m、3車線以上では 20m の区間をいう。
- 3 窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときである。

5 悪臭苦情の現状

悪臭とは、動物の糞尿や有機溶剤が原因となって人に不快感や嫌悪感を催させ、生活環境に影響を及ぼす臭いのことをいいます。

一般に、「いいにおい」と思われるにおいでも、強さ、頻度、時間によっては悪臭として感じられます。また、においには個人差や嗜好性、慣れによる影響があります。

（嗅覚は他の五感に比べて著しく疲労しやすく、ある種類の臭いを嗅ぎ続けると数分のうちに臭いに対する感度が著しく低下します。この現象を「嗅覚疲労」といいます。）工場・事業所の悪臭も、周辺の住民からは苦情となりますが、事業者は自社のおいをかき慣れてしまっているために気がつかないケースもあります。

深谷市での悪臭規制は、平成 18 年 10 月 1 日から従来の物質濃度規制から臭気指数規制に変わりました。規制内容の違いについては表 1.23 のとおりです。

表 1.23 物質濃度規制と臭気指数規制の内容 市町村名平成 18 年 10 月 1 日現在

区 分	物質濃度規制	臭気指数規制
規制地域 県知事指定市町村 (悪臭防止法施行令 で定める市は除く)	熊谷市、行田市、蕨市、戸田市、八潮市、吉川市、川島町、横瀬町、北川辺町、宮代町、菖蒲町、栗橋町	深谷市、本庄市、秩父市、飯能市、加須市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、滑川町、嵐山町、吉見町、皆野町、長瀨町、江南町、騎西町、大利根町、白岡町、鷲宮町、杉戸町、松伏町、美里町、神川町、上里町、寄居町、
規制対象	規制地域のすべての工場・事業場	規制地域のすべての工場・事業場
規制基準	規制地域ごとに規制基準を設定 ・特定悪臭物質 22 物質の濃度規制 ・分析機器による測定	規制地域ごとに規制基準を設定 ・臭気全体のおいの強さによる規制 ・人間の嗅覚により測定
特 徴	・臭気の発生源を特定しやすい。 ・複合臭や未規制物質による臭気への対応が困難	・多種多様の臭気に対応が可能 ・住民の不快感と一致しやすい。

※ 臭気指数 臭気濃度の値の対数に 10 を乗じた数値 臭気指数 = $10 \times \log_{10}(\text{臭気濃度})$

例 臭気濃度 63 の場合 $10 \times \log_{10}(63) \div 18$

臭気濃度 人間の嗅覚で臭気を感じることができなくなるまで希釈した場合におけるその希釈倍数

また、臭気指数規制に係る敷地境界線における規制基準は下表のとおりとなっています。また、煙突等の排出口及び排出水についても規制基準が設定されています。

表 1.24 敷地境界線における規制基準(深谷市)

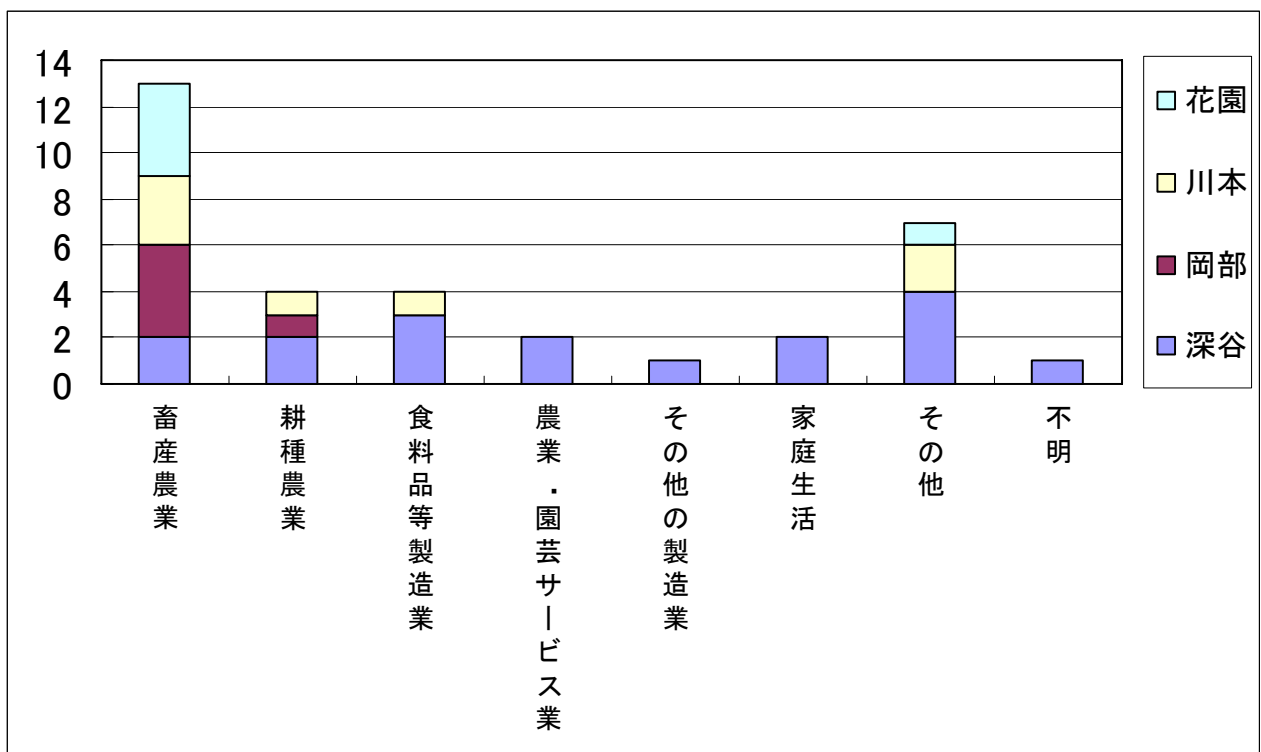
区 域 区 分		基 準 値
A 区域	B,C 区域を除く区域	臭気指数 15
B 区域	農業振興地域	臭気指数 21
C 区域	工業地域、工業専用地域	臭気指数 18

本市における悪臭の苦情件数は、下図からも明らかなように畜産農業を中心に農業に係る苦情が多くを占めています。これは、本市が県内でも有数の野菜・畜産農業が盛んな地域であることにより、畜産施設や畑への農地還元によるものです。

平成 16 年 11 月から「家畜排泄物の管理の適正化に関する法律」が本格施行され、畜産農家は家畜排泄物の適正管理が求められるとともに、農地への生し尿等の直接還元が禁止されました。しかし農業振興地域での住宅の混在化や意識の変化等により、農業振興地域における悪臭苦情は今後も続くものと考えられます。本市の悪臭対策は農業関係機関と連携して取り組む必要があります。

図 平成 18 年度 市内悪臭苦情発生源別比較表

単位：件



第4節 土壌地下水汚染

地下水は、良質で1年を通じて水温・水質が安定し、井戸により取水した水は、浄化、供給、貯水施設が簡素化できる経済的な水資源となっています。本市でも古くから水道水源、工業用水、農業用水として大量に使用されてきました。

しかし、地下水はいったん汚染されると浄化することが容易ではありません。そのためにも早期の調査と未然防止が何よりも重要となってきます。

地下水の水質については、水質汚濁防止法第15条に基づき、県知事が水質の汚濁の状況を常時監視することとなっています。また、有害物質を含む排水を地下浸透させることが禁止されており（水質汚濁防止法第12条の3）、都道府県知事が汚染原因者に対して、汚染地下水の浄化措置を命令することができることとなっています。

1 トリクロロエチレン等の地下水汚染

平成9年11月、市内人見、折之口地区の井戸から地下水の環境基準を超えるトリクロロエチレンが検出され大きな問題となりましたが、現在でも事業者による地下水の浄化対策が行われています。

また、同年に本市で実施した市内全域の地下水調査において、幡羅地区内でもトリクロロエチレンが、環境基準値内ではありますが検出されました。このことを重く受け止め継続調査を行っており、その結果は表1.25のとおりとなっています。

表 1.25 平成18年度 幡羅地区地下水汚染調査結果

単位：mg/ℓ

測定場所	トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		シス-1,2-ジクロロエチレン		1,1,1-トリクロロエタン	
	18,9,22	19,2,5	18,9,22	19,2,5	18,9,22	19,2,5	18,9,22	19,2,5
国済寺	—	—	—	—	—	—	—	—
下宿公園	0.001	—	—	—	—	—	0.001	—
やよい公園	0.004	0.004	—	—	—	—	—	—
杉町公園	0.001	0.001	—	—	—	—	0.002	0.002
東方公園	0.003	0.004	—	—	—	—	—	—
川内公園	0.018	0.017	—	—	—	—	0.004	0.004
外山公園	0.004	0.003	0.001	0.001	—	—	—	—
中原公園	—	—	—	—	—	—	0.004	0.003
環境基準	0.03		0.01		0.04		1	

※ 「—」は、検出結果が定量下限値未満であったことを示します。

定量下限値	トリクロロエチレン	0.001 mg/ℓ
	テトラトリクロロエチレン	0.001 mg/ℓ
	シス-1,2-ジクロロエチレ	0.004 mg/ℓ
	1,1,1-トリクロロエタン	0.001 mg/ℓ

※ トリクロロエチレン等の有機塩素化合物は、不燃性で水に溶けにくく、安定した化学物質であるため、その特性を利用して、市内の工場・事業場では、金属製品の脱脂、衣類のクリーニング等の洗浄剤に多く使用されていました。

2 硝酸・亜硝酸性窒素による地下水汚染

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(以下「硝酸性・亜硝酸性窒素」という。)は、平成 11 年 2 月に地下水の水質汚濁に係る環境基準に追加され、埼玉県においても地下水汚染の監視項目に加えられ測定されています。

近年、本市でも硝酸性・亜硝酸性窒素に係る地下水汚染が顕在化し、市内の井戸ではそのほとんどで検出されている状況にあります。

地下水を飲料に使用している家庭では井戸水の自主検査をする必要があります。

硝酸性・亜硝酸性窒素とは

硝酸性・亜硝酸性窒素は、動物の排泄物や死骸のアンモニア等の窒素を含む物質が硝化され硝酸イオンのような形で存在する窒素で、通常は環境中に広く低濃度で分布し、自然の窒素循環の中でバランスが保たれています。

しかし、近年、全国的にも地下水中の濃度が高くなっており、これは過剰な施肥や家畜排せつ物の不適正処理、生活排水の地下浸透などが原因であると言われています。

表 1.26 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg/ℓ 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ 以下
全 シ ア ン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ 以下	トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05mg/ℓ 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下
砒 素	0.01mg/ℓ 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
総 水 銀	0.0005mg/ℓ以下	チ ウ ラ ム	0.006mg/ℓ以下
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと。	シ マ ジ ン	0.003mg/ℓ以下
P C B	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ 以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ 以下	ベンゼン	0.01mg/ℓ 以下
四 塩 化 炭 素	0.002mg/ℓ以下	セ レ ン	0.01mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ 以下	ふ っ 素	0.8mg/ℓ 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下	ほ う 素	1mg/ℓ 以下
※ 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。 ※ 「検出されないこと」とは、平成 9 年 3 月環境庁告示第 10 号で示された方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			

第5節 ダイオキシン類対策

1 ダイオキシン類って何？

ダイオキシン類は強い毒性、難分解性、環境残留性等、人を含む生態系への影響が懸念されています。ダイオキシン類は、ごみの焼却や金属の精錬、塩素による漂白、農薬の副生成物等により非意図的に生成されることが知られています。

また、環境中に排出されたダイオキシン類は、難分解性のため環境中に残留しやすく食物連鎖により生態濃縮され人類に影響を及ぼすとされています。

注) ダイオキシン類とは、塩素を含む有機化学物質で多くの同属体と異性体の混合物です。その内ポリ塩化ジベンゾ-パラジオキシン (PCDD) 7種、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) 10種、コプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) 10種の合計 29種類を現在ではダイオキシン類と呼んでいます。この異性体の中で最強の毒性を有する 2,3,7,8-TCDD の毒性を 1 としたときの毒性等量 (TEQ) として表し、他の異性体の相対的な毒性を毒性等価数 (TEF) で示し、これを用いて汚染物質の混合物の毒性の総量を 2,3,7,8-TCDD に換算しています。

2 深谷市のダイオキシン類削減に向けた取組

本市のダイオキシン類対策は、平成10年度に国が行った調査において、熊谷工業団地周辺の大気中のダイオキシン類濃度が、環境基準値を超えて検出されたことを契機として始まりました。市では、平成11年度から年4回、熊谷工業団地周辺及び市内11箇所で大気中のダイオキシン類濃度を調査し、汚染源の特定や経年変化の状況の把握に努めています。また、調査結果に基づき重点箇所を定め、埼玉県などとの合同パトロールや市職員によるパトロールを実施し、野外焼却などの監視に努めてきました。

更に平成13年9月には、市長に立入検査の権限を与え、違反のあった事業者名等を公表することなどを盛りこんだ「深谷市ダイオキシン類の排出を抑制する条例」を制定、平成14年1月1日から施行し、熊谷市とともにより具体的な削減対策を進めています。こうした対策を進めた結果、大気中のダイオキシン類濃度は、環境基準を大きく下回っています。市ではこれからも継続してダイオキシン類の低減を目指し、県や熊谷市と連携して取り組んでいきます。

表1.27 ダイオキシン類に係る環境基準等

媒体	基準	備考
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下	工業専用地域、車道その他一般公衆が生活しない地域又は場所を除く
水質	1 pg-TEQ/l 以下	
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下	
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下	250pg-TEQ/g 以上の場合は必要な調査を実施すること。
1日耐容摂取量	4pg-TEQ/Kg/日 以下	体重 1kg 当たり 1日の摂取量 例: 50kg の体重の人は 200pg/日

※ pg (ピコグラム) とは、1g の 1兆分の 1g の単位です。

3 深谷市のダイオキシン類調査結果（平成 18 年度）

表 1.28 大気中のダイオキシン類濃度調査結果

単位:pg-TEQ/m³

調査地点	濃度				年平均値
	春季	夏季	秋季	冬季	
深谷市役所	0.059	0.063	0.080	0.039	0.060
八基小学校	0.019	0.058	0.076	0.049	0.051
大寄小学校	0.048	0.072	0.11	0.071	0.075
折之口集会所	0.066	0.086	0.060	0.053	0.066
ひがし公園	0.051	0.059	0.060	0.048	0.055
人見集会所	0.047	0.065	0.062	0.059	0.058
下折之口ふれあいセンター	0.063	0.068	0.055	0.045	0.058
中折之口公園(工専)	0.10	0.083	0.068	0.058	0.077
中通り自治会館	0.058	0.052	0.049	0.044	0.051
櫛引東部自治会館	0.049	0.050	0.046	0.057	0.051
岡部公民館	0.083	0.059	0.029	0.041	0.053
本郷小学校	0.057	0.049	0.054	0.068	0.057
善法寺(長在家地内)	0.063	0.064	0.049	0.056	0.058
瀬山集会所	0.064	0.057	0.051	0.060	0.058
花園総合支所	0.054	0.062	0.046	0.048	0.052

※ 環境基準 年平均が 0.6pg-TEQ/m³以下(ただし、工業専用地域は除く。)

図 市内大気中のダイオキシン類年平均の経年変化

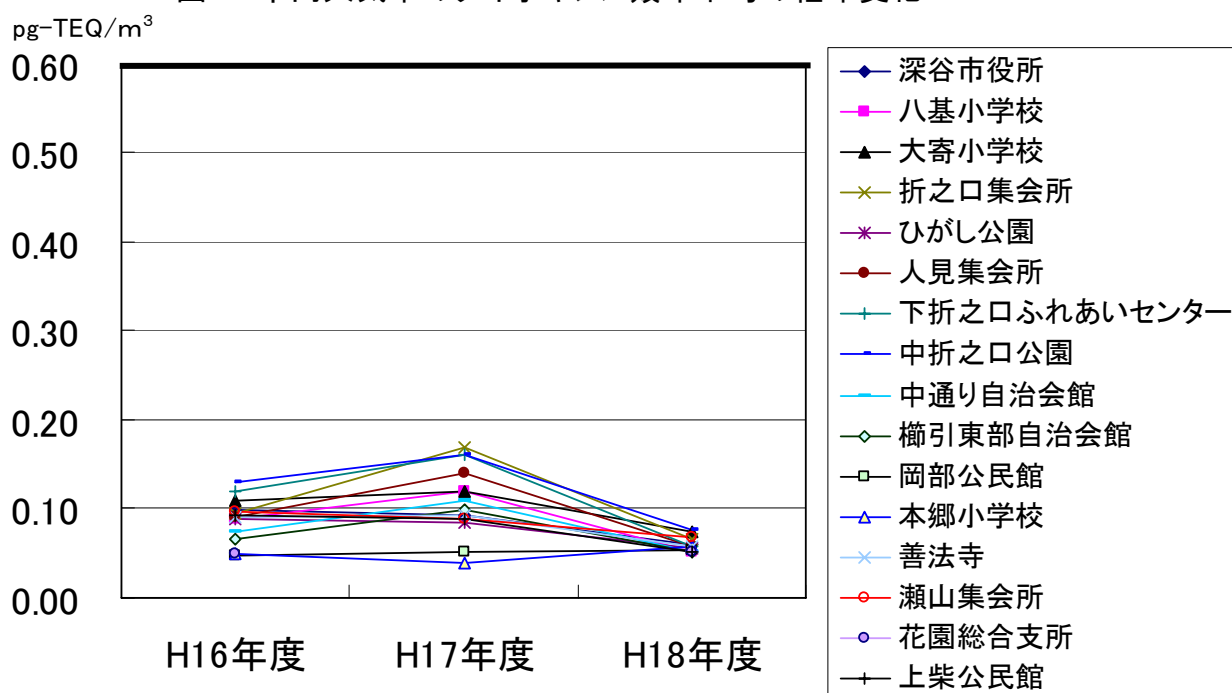


表 1.29 野菜中のダイオキシン類濃度調査

単位: pg-TEQ/g-wet

検体名	濃度	検体名	濃度	検体名	濃度	検体名	濃度
キャベツ	0.027	ネギ	0.027	ホウレンソウ	0.055	人参	0.027

【参考】「平成 14 年度農用地及び農作物に係るダイオキシン類調査」（環境省・農林水産省実施）の全国調査では、0~0.19pg-TEQ/g-wet となっており、本調査の結果はその範囲内にあります。

表 1.30 河川水中のダイオキシン類濃度調査結果

単位: pg-TEQ/l

調査場所	H18.9.23	H19.1.26	年平均値
福川（八幡免橋付近）	0.85	0.15	0.50
前の川（上野台 1879 付近）	0.29	0.15	0.22
吉野川（万年橋付近）	0.18	0.14	0.16
櫛引排水路（田中 1425 付近）	0.10	0.13	0.12
針ヶ谷堀（JR 高崎線付近）	0.16	0.14	0.15

（環境基準値は、河川水が 1pg-TEQ/l 以下、河川底質が 150pg-TEQ/g 以下）

河川底質については、平成 18 年度は吉野川について実施しました。その結果は以下のとおりです。河川水及び河川底質についていずれも環境基準以下でした。

表 1.31 河川底質のダイオキシン類濃度調査結果

単位: pg-TEQ/g-dry

調査場所	平成 19 年 1 月 26 日採取
吉野川（万年橋付近）	0.40

表 1.32 事業所排ガス中のダイオキシン類濃度調査結果

単位: ng-TEQ/m³N

行政検査実施日	対象事業所（対象施設）	検査結果	排出基準値
H18・9・4	A 社（木屑ボイラー）	0.14	10
〃 9・5	B 社（廃棄物焼却炉）	2.0	10
〃 9・7	深谷清掃センター	0.098	5
〃 9・8	C 社（廃棄物焼却炉）	0.088	10
〃 9・13	D 社（金属溶解炉）	0.031	5
〃 9・26	E 社（廃棄物焼却炉）	2.4	10
〃 9・27	F 社（廃棄物焼却炉）	0.22	10

※単位について…排ガス中のダイオキシン類の濃度を表す単位では、通常 ng：ナノグラムを用います。ナノグラムは 10 億分の 1 グラムで「ピコグラム」の 1,000 倍にあたります。）

第6節 その他の環境保全対策

1 公害苦情の受付

本市における公害苦情受付件数について、典型7公害（大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭・土壌汚染・地盤沈下）とその他の苦情・不法投棄などに分け、過去5年間の推移をまとめると表 1.33 のとおりとなっています。

表 1.33 年度別苦情受付状況

単位：件

年度		平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
種別						
大 気	小 計	112	61	40	49	56
	深 谷	43	40	23	35	27
	岡 部	15	0	9	11	11
	川 本	35	13	4	2	4
	花 園	19	8	4	1	14
水 質	小 計	25	13	13	10	22
	深 谷	12	10	8	9	18
	岡 部	8	0	1	1	2
	川 本	5	3	4	0	1
	花 園	0	0	0	0	1
騒 音	小 計	22	23	21	17	15
	深 谷	13	14	13	15	14
	岡 部	2	0	0	0	0
	川 本	3	8	8	1	1
	花 園	4	1	0	1	0
振 動	小 計	1	2	0	0	0
	深 谷	1	0	0	0	0
	岡 部	0	0	0	0	0
	川 本	0	2	0	0	0
	花 園	0	0	0	0	0
悪 臭	小 計	74	76	36	31	34
	深 谷	36	44	19	23	17
	岡 部	8	4	3	2	5
	川 本	19	10	7	5	7
	花 園	11	18	7	1	5
その他	小 計	168(101)	197(120)	195(72)	175(74)	189(77)
	深 谷	62(42)	79(42)	98(41)	101(54)	71(37)
	岡 部	27(10)	24(9)	14(5)	16(8)	38(20)
	川 本	63(44)	81(68)	78(26)	57(12)	72(15)
	花 園	16(5)	13(1)	5(0)	1(0)	8(5)
合 計		402(101)	372(120)	305(72)	282(74)	316(77)

※その他の（ ）内は廃棄物の不法投棄

2 公害関係届出書の受付・受理

公害の未然防止を図るため、発生源となりえる施設等を公害関係法令・条例で特定し、事業者に届出を義務づけています。大気・水質関係は県の監督行政でその届出は埼玉県北部環境管理事務所(熊谷地方庁舎内)へ提出することとなっています。また、騒音・振動関係の届出は、市の監督行政として委任されています。平成18年度中に市が受理した騒音・振動関係の届出状況は表 1.34 のとおりとなっています。

表 1.34 平成18年度 公害関係届出書 受付・受理状況

単位:件

種 別	騒 音	振 動	合 計
特定施設設置・使用届	13	4	17
特定施設使用廃止届	1	1	2
特定施設の種類ごとの数変更届	4	3	7
特定建設作業実施届	12	13	25
指定施設設置・使用届	2	0	2
指定施設の種類及び能力ごとの数変更届	0	0	0
指定騒音作業実施届	0		0

3 公害防止協定

公害防止協定とは、その地域が抱えるそれぞれの問題を効果的に解決していくため、法律や条例で定められていること以外の事項について、自治体と企業とが任意で取り決めた契約です。協定は通常、自治体と企業で取り交わしますが、企業と地域住民で取り交わすこともあります。

本市の場合、昭和62年に御威ヶ原工業団地が開発されたのを機に、新たに進出する企業を対象に、業種の内容により、事業開始前に、次表の企業と公害防止協定を締結しています。

表 1.35 公害防止協定締結企業

No.	締結企業（旧深谷市）	年月日	立地場所	業 種
1	日本硝子(株)（現日本山村硝子(株)）	59. 9. 6	熊谷市大字御綾威ヶ原611	硝子びん製造
2	三矢精工(株)	59.11.30	深谷市上野台1400-10	機械部品製造
3	日本硝子(株)（現日本山村硝子(株)）埼玉加工工場	60. 3. 27	深谷市上野台1450-7	硝子びんラベル印刷
4	日硝流通(株)	60. 3. 27	深谷市上野台1450-5	運送業
5	愛宕運送(株)	60. 9. 9	深谷市上野台1417	運送業
6	東京ハードコート(株)（現トーヨーエイテック(株)）	60. 9. 30	深谷市上野台1450-27	金属表面処理
7	ブラッシュウェルマンジャパン(株)	60.10.30	深谷市上野台1450	金属部品製造
8	(株)アサヒペン	61. 4. 30	深谷市上野台1450-26	流通センター
9	福山通運(株)	61. 8. 19	深谷市上野台1450-11	ターミナル
10	日硝流通(株)	61.11.13	深谷市上野台1450-28	倉庫業
11	(株)ケーピーコスモ	62. 6. 1	深谷市上野台1400-19	印刷業
12	越谷化成(株)	62. 8. 1	深谷市上野台1400-11	色材製造業
13	秩父運輸倉庫	元. 3. 31	深谷市折之口1954	倉庫業
14	軽自動車検査協会	元. 8. 7	深谷市折之口1990	自動車検査
15	埼玉県自動車整備商工組合	元. 8. 7	深谷市折之口1990	自動車検査
16	日本化工(株)（現ユメックス(株)）	元.10. 4	深谷市宮ヶ谷戸35	電子部品製造
17	(株)ノザワ技術研究所	3. 2. 1	深谷市折之口1851-4	技術研究所
18	(株)加瀬工業	11. 5. 18	深谷市折之口1838-1	廃棄物処理業
19	理研精工(株)	12. 6. 20	深谷市上野台1450-28	合成樹脂製造業
20	小暮商店	14. 4. 19	深谷市折之口1775-1	廃棄物処理業
21	彩源(株)	15. 4. 25	深谷市折之口1958-3	廃棄物処理業
22	永田紙業(株)	17. 6. 3	深谷市幡羅町1丁目15-3	廃棄物処理業
No.	締結企業（旧岡部町）	年月日	立地場所	業 種
1	(株)サイテック	17. 7. 8	深谷市本郷2960	廃棄物処理業
No.	締結企業（旧川本町）	年月日	立地場所（実施場所）	業 種
1	ヘガネスジャパン(株)	61. 1. 16	長在家2700-1	鉄鋼業
2	朝日鉄工(株)	61. 4. 3	本田980-1	建設資材置場
3	日本パレットプール(株)	61. 5. 26	長在家2710-1	パレットリース
4	(株)リーダー	63. 9. 26	長在家2700-5	着色剤
5	(株)UDK	元. 3. 30	菅沼1200	アスファルト合材製造
6	(株)メタルカラー	2. 3. 23	長在家2700-5	倉庫
7	(株)池田硝子工業所	3. 9. 20	白草台2909-71	硝子製造

No.	締結企業（旧川本町）	年月日	立地場所（実施場所）	業 種
8	日本光電工業(株)	3. 10. 1	白草台2909-63	医療器械
9	習志野化工(株)	3. 10. 1	白草台2909-73	塗料製造
10	日本デリカ(株)	4. 4. 4	白草台1565-15	ハム製造
11	日本ピグメント(株)	4. 4. 14	白草台2909-52	合成樹脂着色
12	ローヤル電機(株)	4. 7. 27	白草台2909-61	機械製造
13	(株)オキナヤ	4. 7. 27	白草台2909-31	建設機械加工
14	紅屋オフセット(株)	4. 7. 27	白草台2909-26	印刷
15	トッパンホームズ(株)	5. 6. 15	白草台2909-56	印刷
16	(株)東京鋳造所	5. 6. 15	白草台2909-50	車両用ダイカスト
17	秩父セメント(株)	5. 7. 1	本田5075	パネル工場
18	(株)馬車道	7. 3. 28	白草台1565-14	食料品加工
19	渋沢倉庫(株)	7. 6. 20	白草台2909-58	倉庫
20	エービーシー化工(株)	7. 12. 1	白草台2909-20	塗料製造
21	千葉金属(株)	8. 1. 23	白草台2909-24	金属加工
22	(株)大黒屋	9. 1. 20	白草台2909-26	煎餅製造
23	(株)渡辺石英硝子	9. 2. 19	白草台4919	硝子加工
24	(有)山田塗装工業	9. 3. 27	白草台2909-43	塗料製造
25	凸版印刷(株)	10. 3. 27	本田1147-1 130	印刷
26	(株)ペリカン石鹼	10. 7. 16	白草台2909-77	石鹼製造
27	(株)TKスリッターサービス	10. 7. 16	白草台2909-76	紙加工
28	(株)熊谷カーボン	11. 2. 5	長在家2481-3	炭製造
29	(株)北関東廃棄物処理センター	12. 9. 1	本田3345-12	産業廃棄物
30	国分工業(株)	12. 6. 6	畠山313	炭製造
31	財部開発(株)	12. 6. 9	本田6422	砂利採取
32	中部自動販売(株)	13. 3. 30	長在家1373-2 8	モータープール
33	クリーンサービス(株)	13. 9. 26	長在家2473-1	産業廃棄物
34	(株)洪辰工業	13. 9. 26	上原956	ダクト組立て
35	アイリスオーヤマ(株)	13. 11. 30	畠山1500	プラスチック製品
36	(株)昭和螺旋管製作所	15. 3. 31	菅沼621	自動車部品
37	(株)大洋社印刷所	15. 12. 12	白草台2909-18	印刷
38	(株)ヤナギサワ	15. 12. 12	白草台2909-39	自動車部品
39	(株)タジリ	16. 6. 24	田中357-1	機械組立て
40	(株)東亜興業	16. 11. 22	瀬山486 2	砂利採取
41	(株)リステム	17. 7. 15	長在家2700-17	一般廃棄物処理

平成19年3月31日現在

第2章 ごみの処理とリサイクル



第1節 深谷市のごみ処理の現状

1 はじめに

深谷市は、熊谷市、寄居町及び江南町（平成18年現在）と大里広域市町村圏組合を形成し、中間処理を共同で実施しています。

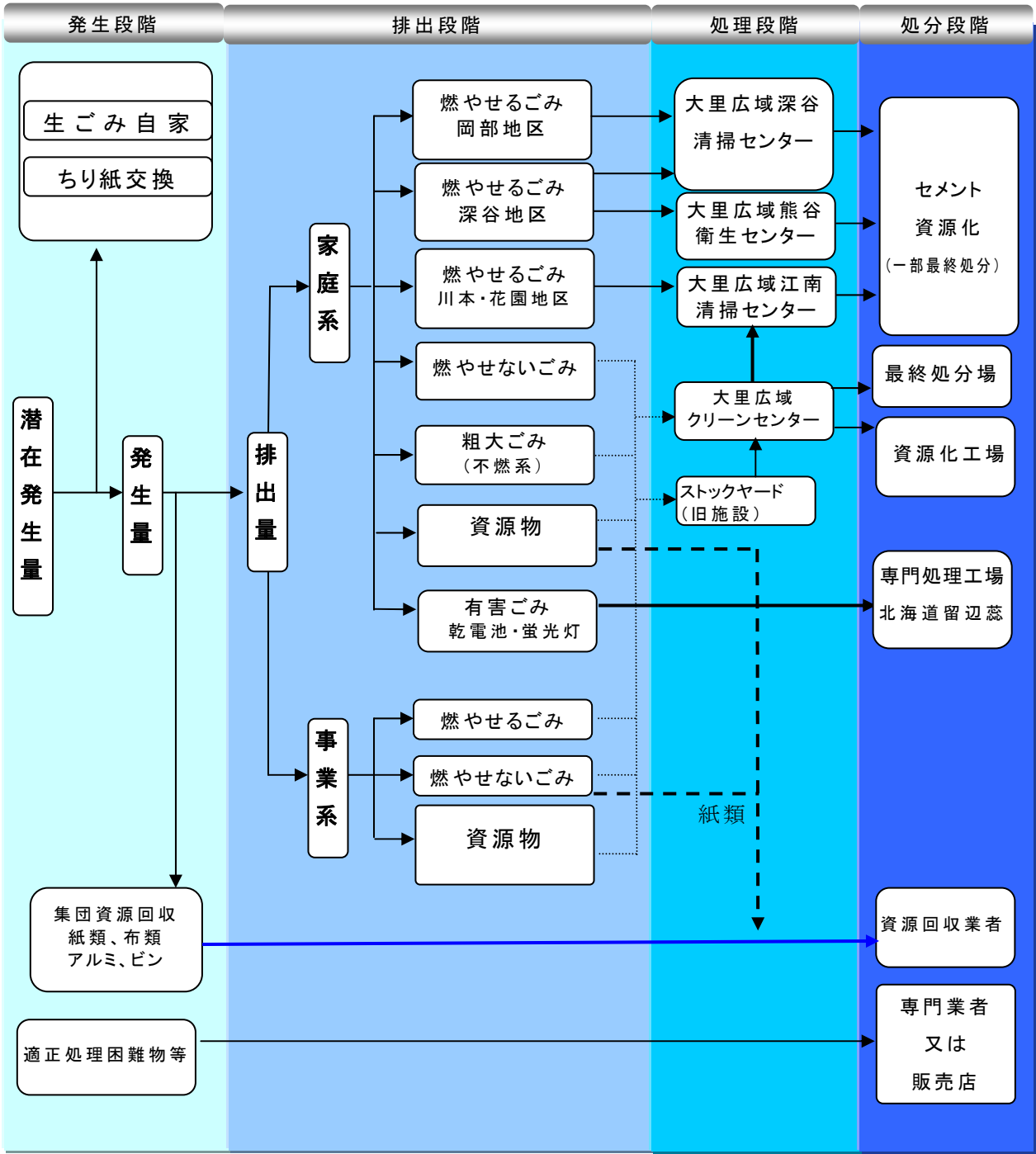
「燃やせるごみ」の中間処理は、深谷地区は、「深谷清掃センター」及び「熊谷衛生センター」に、岡部地区は、「深谷清掃センター」に、そして川本地区及び花園地区は、「江南清掃センター」にそれぞれ搬入し焼却処理しています。また、焼却灰や集塵灰については、そのほとんどをセメント資源化しています。

「燃やせないごみ」「粗大ごみ（不燃性）」「資源物」については、全て大里広域クリーンセンターに搬入し、破碎処理及び資源化処理を行っています。この大里広域クリーンセンターの処理工程から排出される、収集用の袋、廃プラスチックなどの可燃残さは、熊谷衛生センター、深谷清掃センター及び江南清掃センターに搬入し焼却処理しています。

また、不燃残さ（シュレッダーダスト、陶磁器くず等）は大里広域市町村圏組合が管理する寄居最終処分場及び埼玉県で管理運営する埼玉県環境整備センターの最終処分場にて処分しています。

また、市民団体により集団回収された資源物が、資源として再生利用されています。

図 深谷市のごみ処理の体系図



※紙類：新聞、雑誌、段ボール、紙パック。

※適正処理困難物等：深谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 13 条、14 条に基づき、市では収集処理しないごみを定めています。

主な収集処理しないごみは、テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機、パソコン、自動車等のバッテリー、タイヤ・ホイール、オートバイ、消火器、ガスボンベ等を指定しています。

2 ごみの分別排出状況

平成 18 年度における深谷市のごみの分別は、旧深谷市、旧岡部町、旧川本町及び旧花園町のそれぞれ合併前の分別方法により収集を行っています。

以下の表 2.1 に、平成 18 年度における分別について取りまとめました。

表 2.1 ごみの分別状況一覧

平成 18 年 12 月 1 日現在

項 目		旧深谷市	旧岡部町	旧川本町	旧花園町	
家庭系	燃やせるごみ	○	○	○	○	
	燃やせないごみ	○	○	○	○	
	粗大ごみ(可燃)	○1	直		○	
	粗大ごみ(不燃)	○	直			
	資源物	缶類	○	○		○
		びん類	○	○		○
		ペットボトル	○	○	○	○
		新聞	○	○		○
		雑誌	○	○		○
		段ボール	○	○		○
		紙パック	○	○		○
発泡トレイ		○				
有害ごみ	○	○	○	○		
事業系	燃やせるごみ	○	○	○	○	
	燃やせないごみ	○	○			
集団回収	紙類	○	○	○	○	
	衣類	○	○	○	○	
	びん類	○	○	○	○	
	金属類	○	○	○	○	

○ : 分別収集項目

○1 : 排出量は、燃やせないごみとして集計

直 : 直接搬入による受入

3 ごみの収集状況

(1) ごみの分別区分と収集回数

本市の平成 18 年度における家庭系ごみの分別区分及び収集回数は、表 2.2 のとおりです。

表 2.2 分別品目及び旧自治体地区別の収集回数の状況

区分		旧市町	旧深谷市	旧岡部町	旧川本町	旧花園町	
収集するごみ（一般家庭系）	燃やせるごみ	収集回数	週4回	週3回	週4回	週4回	
		厨芥類(生ごみ)	○	○	○	○	
		紙くず類	○	○	○	○	
		紙おむつ類	○	○	○	○	
		木くず類	○	○	○	○	
		布・皮革類	○	○	○	○	
		プラスチック類	○	○	○	○	
		ビニール類	○	○	○	○	
		使い捨てライター	×	×	×	○	
	燃やせないごみ	収集回数	週1回	月2回	週1回	週2回	
		ガラス類	○	○	○	○	
		陶器類	○	○	○	○	
		鉄くず類	○	○	○	○	
		小型電気製品	○	直接搬入	○	○	
		電球	○	直接搬入	×	○	
	資源物	収集回数	週1回	月2回	集団回収	週1回	
		缶	スチール缶	○	○	集団回収	○
			アルミ缶	○	○	集団回収	○
		びん類(ガラス瓶)	○	○	集団回収	○	
		ペットボトル	○	○	○週1回	○	
		紙類	新聞	○	○	集団回収	○
			ダンボール	○	○	集団回収	○
			雑誌	○	○	集団回収	○
			紙パック	○	○	集団回収	○
		雑紙	×	×	×	×	
	他	発泡トレイ	×	○	×	×	
	粗大	収集回数	週1回	直接搬入	週1回	週1回	
		粗大ごみ	○	直接搬入	○	○	
		自転車等	○	直接搬入	○	○	
		マットレス等	○	直接搬入	○	○	
	有害ごみ	収集回数	月1回	月1回	年4回	月1回	
		電池	○	○	○	○	
		蛍光灯	○	○	○	○	
体温計		○	○	○	○		
電球		×	○	○	×		
カガミ		○	○	○	○		
使い捨てライター		○	×	×	×		
収集しないごみ	一時大量ごみ	直接搬入	直接搬入	直接搬入	直接搬入		
	事業系ごみ	直接搬入	直接搬入	直接搬入	直接搬入		
	家電4品目	×	×	×	×		
	家庭用パソコン	×	×	×	×		
	適正処理困難物(タイヤ)	×	×	×	×		
	産業廃棄物	×	×	×	×		

○ 受け入れているごみ

× 受け入っていないごみ

以下に全国自治体の燃やせるごみの収集回数の表を掲載しました。
深谷市の燃やせるごみの収集回数は全国的にみても多い回数となっています。

表 2.3 全国口規模別の燃やせるごみの収集回数(平成 6 年度) 単位: 都市

収集回数 (回/週)	週 1	週 2	週 3	週 4~5	週 6~7	合計
13 政令指定都市		3	2			5
50 万人以上の市 (政令市を除く)		4	2			6
30 万人以上 50 万人未満の市	1	30	9			40
20 万人以上 30 万人未満の市		32	3			35
10 万人以上 20 万人未満の市		84	31			115
5 万人以上 10 万人未満の市	3	170	42	4	2	221
5 万人未満の市	1	180	28	1	1	211
総 数	5	503	117	5	3	633

平成 8 年版平成 6 年度実績廃棄物処理事業実態調査統計資料 (一般廃棄物) から

(2) 収集の方式

深谷市では、家庭系のごみはステーション方式による収集を実施していますが、市域全体のごみ収集所数は、表 2.4 のとおりです。

家庭系のごみ収集は、一部直接搬入を受け入れている他は、全ての種類のごみについて、基本的に市が委託した業者によって収集しています。ごみ収集所の清掃、維持管理等は収集所利用者の責務として条例で定めて行っています。また事業系ごみは、少量 (10kg 未満) で且つごみ収集所の利用管理に参加できる地元商店等のごみ収集所への排出を認めています。原則は直接搬入又は許可業者へ委託することとしています。特に事業系ごみについては、一般家庭から排出されれば一般廃棄物である物が、事業活動に伴い排出されれば産業廃棄物となる物があるので排出事業者への啓発に努めています。

表 2.4 ごみ収集所の状況

単位: 箇所

	燃やせるごみ	燃やせないごみ	資源物	粗大ごみ	有害ごみ
全体 (合計)	2,269	2,269	1,997	2,080	332
旧深谷市	1,833	1,833	1,833	1,833	175
旧岡部町	189	189	60	0	20
旧川本町	143	143	0	143	33
旧花園町	104	104	104	104	104

平成 18 年 12 月 1 日現在

4 ごみの排出量

過去 5 年間のごみの排出量を表 2.5 に示しました。ここ数年では平成 15 年度をピークに減少に転じています。

表 2.5 ごみの排出状況

単位:t 但し人口は人

項	目	地区	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	
計画区域内人口			148,229	148,260	148,108	147,915	147,866	
ごみ排出量	家庭系	燃やせるごみ	合計	34,986	36,020	34,305	36,884	35,263
			深谷	26,324	26,594	24,900	27,344	25,246
			岡部	4,597	4,927	4,912	4,675	4,890
			川本	1,775	2,050	2,080	2,370	2,429
			花園	2,290	2,449	2,413	2,495	2,698
		燃やさないごみ	合計	3,419	3,207	3,010	2,981	2,661
			深谷	2,021	1,895	1,732	1,689	1,611
			岡部	627	553	533	575	520
			川本	398	408	417	424	289
			花園	373	351	328	293	241
		粗大ごみ	合計	492	486	479	501	457
			深谷	468	458	451	461	457
			岡部	0	0	0	0	0
			川本	0	0	0	0	0
			花園	24	28	28	40	0
	資源物	缶類	合計	445	355	344	328	268
			深谷	347	258	251	247	226
			岡部	15	14	8	7	0
			川本	0	0	0	0	25
			花園	83	83	85	74	17
		ビン類	合計	486	471	434	480	536
			深谷	448	427	388	404	370
			岡部	38	44	46	76	45
			川本	0	0	0	0	67
		ペットボトル	合計	326	353	365	390	389
			深谷	271	268	285	290	303
			岡部	21	22	26	33	20
川本	13		18	26	34	42		
紙類	合計	2,574	2,416	2,890	3,076	3,745		
	深谷	2,247	2,124	2,623	2,855	3,542		
	岡部	145	122	99	52	86		
	川本	0	0	0	0	0		
発泡トレイ	合計	182	170	168	169	116		
	岡部	3	2	2	3	2		
有害ごみ	合計	70	65	69	73	50		
	深谷	53	47	52	51	37		
	岡部	5	6	5	8	6		
	川本	6	6	6	6	2		
	花園	6	6	6	8	5		
家庭系ごみ小計			42,801	43,375	41,898	44,716	43,371	
事業系	燃やせるごみ		17,448	18,277	18,576	15,163	14,845	
	燃やせないごみ(資源)		159	109	109	56	101	
	事業系ごみ小計		17,607	18,386	18,685	15,219	14,946	
家庭系・事業系ごみ合計			60,408	61,761	60,583	59,935	58,317	
集団資源回収量			3,906	4,143	4,172	4,538	4,471	
ごみ排出量合計			64,314	65,904	64,755	64,473	62,788	

※事業系ごみには、直接搬入ごみ・資源物を含めて調整してあります。

※人口は各年度 4 月 1 日現在人口(外国人登録者を含む)

5 ごみの処理形態別の経費

平成 14~18 年度のごみ収集・処理・処分に係る経費の推移は下表のとおりであり、平成 18 年度における、ごみ処理費の一般会計に

占める割合は、4..24%でした。

表 2.6 廃棄物処理に係る経費(合計)

単位：千円

項目		年度				
		平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
一般会計決算額	合計	43,817,910	42,796,369	42,518,054	43,132,042	40,894,449
	深谷	30,358,144	28,690,078	26,925,930	—	—
	岡部	5,646,564	6,046,152	6,722,473	—	—
	川本	4,169,221	4,037,653	4,470,456	—	—
	花園	3,643,980	4,022,486	4,399,195	—	—
ごみ処理費(合計)	合計	2,073,245	1,846,594	1,728,442	1,747,212	1,732,613
	深谷	1,305,002	1,225,096	1,127,280	—	—
	岡部	280,953	252,567	244,492	—	—
	川本	249,419	187,656	182,617	—	—
	花園	237,871	181,275	174,053	—	—
人件費	合計	138,958	82,010	73,091	68,974	65,616
	深谷	106,315	61,375	52,261	—	—
	岡部	29,600	17,637	17,547	—	—
	川本	1,603	1,598	1,743	—	—
収集運搬費	合計	376,874	353,246	346,434	340,363	353,827
	深谷	261,606	250,802	248,784	—	—
	岡部	50,790	34,778	34,457	—	—
	川本	33,666	35,674	33,285	—	—
最終処分費	合計	8,962	97,204	111,980	5,924	4,882
	深谷	0	0	0	—	—
	岡部	0	0	0	—	—
	川本	0	0	0	—	—
組合分担費	合計	1,459,952	1,201,284	1,151,480	1,290,352	1,252,551
	深谷	874,334	708,961	673,085	—	—
	岡部	165,849	194,056	188,201	—	—
	川本	214,150	150,384	147,589	—	—
その他	合計	88,499	112,850	45,457	41,599	55,737
	深谷	53,785	106,754	41,170	—	—
	岡部	34,714	6,096	4,287	—	—
	川本	0	0	0	—	—
当該年度ごみ量(t)	合計	60,408	61,761	60,583	59,935	58,317
	深谷	46,099	45,801	44,538	—	—
	岡部	6,342	7,187	7,300	—	—
	川本	4,277	4,762	4,607	—	—
	花園	3,690	4,011	4,138	—	—
処理単価(千円/t)	全体	34.3	29.9	28.5	29.2	29.7
	深谷	28.3	26.7	25.3	—	—
	岡部	44.3	35.1	33.5	—	—
	川本	58.3	39.4	39.6	—	—
	花園	64.5	45.2	42.1	—	—
会計比率(%)	全体	4.73	4.31	4.07	4.05	4.24
	深谷	4.30	4.27	4.19	—	—
	岡部	4.98	4.18	3.64	—	—
	川本	5.98	4.65	4.08	—	—
	花園	6.53	4.51	3.96	—	—

6 中間処理の状況

(1) 可燃性ごみの中間処理

深谷市における燃やせるごみ・可燃性粗大ごみ等の可燃ごみは、大里広域深谷清掃センター、江南清掃センター、熊谷衛生センターの各焼却施設で処理しています。各施設の概要は、以下のとおりです。

表 2.7 可燃ごみ処理施設

施設名	稼動開始	施設規模	所在地
熊谷衛生センター 第一工場	昭和55年4月	140t/日 70t/24h×2基	熊谷市 西別府583番地1
熊谷衛生センター 第二工場	平成元年9月	170t/日 85t/24h×2基	
深谷清掃センター	平成4年4月	120t/日 60t/24h×2基	深谷市 榎合750番地
江南清掃センター	昭和54年12月	100t/日 50t/24h×2基	江南町 大字千代9番地

表 2.8 深谷清掃センターダイオキシン類分析結果

測定日	H18,8,23	H18,11,20	排出基準
1号炉 (ng-TEQ/Nm ³)	0.093	0.099	5
測定日	H18,8,24	H18,11,21	排出基準
2号炉 (ng-TEQ/Nm ³)	0.056	0.023	5

(2) 燃やせないごみ及び資源物の中間処理

燃やせないごみ及び資源物のうち缶類・びん類・ペットボトルは大里広域クリーンセンターへ搬入し処理しています。施設の概要は以下のとおりです。

表 2.9 不燃ごみ処理施設

施設名	稼動開始	施設規模	所在地
大里広域 クリーンセンター	昭和58年4月	60t/日	熊谷市 大麻生200番地2
(空缶プレス)	平成7年5月	15t/5h	
ペットボトル 減容化施設	平成12年4月	4t/5h 400kg/h×2基	

7 最終処分

(1) 焼却残さの処理

平成18年度の各処理センターにおける可燃性ごみの受入量及び焼却残さ（焼却灰、集塵灰、ガラ）の発生量は以下のとおりです。

また、この焼却残さは、エコセメント原料として再生利用しています。

表 2.10 平成18年度 エコセメント化された焼却残さの量 単位：t

施設名称		熊谷 衛生センター	深谷 清掃センター	江南 清掃センター
搬入量	旧深谷市	17,450	22,576	0
	旧岡部町	0	4,890	0
	旧川本町	0	7	2,430
	旧花園町	0	131	2,590
	大里広域クリーンセンター可燃残さ(深谷市分)	80	125	23
	計(現深谷市)	17,530	27,729	5,043
a)全搬入量に対する深谷市からの搬入量の割合(%)		21.42	92.03	19.10
焼却残さ	b)焼却残さの発生量	10,204	3,348	3,130
	深谷市分の焼却残さ量 a)×b)/100	2,186	3,081	598
処理費用	c)焼却残さ処理費(千円)	337,921	118,774	99,878
	深谷市分の焼却残さ処理費 a)×c)/100 千円	72,383	109,308	19,077

※ 表中の焼却残さ量には、焼却灰、煤塵、ガラを含みます。

(2) 不燃残さの処分

燃やせないごみ及び資源物の処理を行っている大里広域クリーンセンターから排出される不燃残さ（シュレッダーダスト、陶器くず等）は、大里広域市町村圏組合が管理する寄居最終処分場に埋立処分しているほか埼玉県環境整備センター（最終処分場）及び彩の国資源循環工場に処分を委託しています。その処分の内訳は表 2.11 のとおりです。

表 2.11 平成 18 年度 大里広域クリーンセンターの処理状況 単位：t

項 目	大里広域全体	内 深 谷 市 分
搬 入 量	11,666	4,618
埋 立 処 分 量	4,850	1,920
寄 居 埋 立	2,875	1,138
環境整備センター埋立	1,975	782
資 源 循 環 工 場 処 理	693	274
焼却処理(収集袋、プラスチック等)	576	228
処理不適物(専門処理会社)	79	31
有 価 物 回 収 量	5,718	2,263

※ 搬入量と処理量に差異が生ずるのは水分、施設内保管等によるものです。



大里広域市町村圏組合立深谷清掃センター



大里広域市町村圏組合大里クリーンセンター

第2節 ごみの減量化とリサイクルの推進

1 集団資源回収の実施

深谷市では、ごみの減量化と資源として再利用を促進するために、市民の日常生活から排出される廃棄物の中から再資源化できる紙類（新聞紙・雑誌・段ボール）、紙パック、布類、びん類、金属類（アルミニウム）を集団で回収する団体に対し、リサイクル活動推進奨励金を交付しています。奨励金交付対象団体は、市内の営利を目的としない団体として、現在、小中学校のPTA、自治会、子供会等が主に登録されています。

表 2.12 リサイクル奨励金交付登録団体

単位：団体

年度	自治会	P T A				生徒会	子供会	その他	合計	回収業者
		保育園	幼稚園	小学校	中学校					
H18	21	10	6	20	10	9	102	24	202	12

表 2.13 リサイクル活動回収実績

単位：t

年度	回収量合計	内 訳								奨励金単価(円)	奨励金交付額(円)
		紙 類				布類	びん類	金属類			
		新聞	雑誌	段ボール	紙パック						
H18	4,471	3,210	669	477	10	4,366	33	25	47	6	26,825,830

2 生ごみ処理機器の普及

家庭から出る生ごみの自家処理を促進し、生ごみの減量化及び堆肥化による資源の有効利用を図るため、生ごみ処理機器の購入者に対し補助金を交付しています。

- ・ 交付対象 : ①市内に住んでいる方
: ②処理機を常に良好な状態で維持管理できる方
- ・ 補助金額等 : 購入額の半額で2万円を上限(100円未満は切り捨て)、1世帯につき1基まで

- ・申請窓口 : 生ごみ処理機 → 購入前に本庁環境課又は総合支所市民環境課窓口で申請

表 2.14 生ごみ処理機補助件数

年度	設置件数	補助金額
H 1 8	27 件	530,500 円

3 ごみ収集所容器設置費補助

深谷市では、ごみ収集所については原則として容器を置かないように啓発しています。これは、容器を置くことにより「ごみ捨て籠」をイメージし何時でも何でも出せる、誰でも出せるといった心理が働きごみ収集所の周辺環境に支障をきたす場合が多く見かけられるからです。しかし、地域の状況によっては動物による被害防止のため容器を設置せざるを得ない場所もあります。この様な場合は、以下の条件に該当することを条件にごみ収集所容器の設置に対して補助金を交付しています。

- ・交付対象 : 自治会
- ・交付条件 : 民有地が確保され概ね 20 世帯で利用できること。
: 交通安全上支障がない場所であること。
: 4 トンのごみ収集車が通行可能な道路に面していること。
: 市で定めた構造基準に合っていること。
: 開発等により事業者が設置するものを除く。
- ・補助金額等 : 設置費用の 2 分の 1 以内で、上限 3 万円

4 廃棄物減量等推進審議会

本市では、総合的な廃棄物の減量等を審議するため、深谷市廃棄物減量等推進審議会を設置しています。平成 18 年度は、合併前の旧市町のごみの収集体制の統一と分別品目の拡大について諮問しました。

この審議会の答申を踏まえて深谷市では平成 19 年度からごみの収集体制の見直しと雑紙を新たに分別品目に追加することとなりました。

5 ごみ減量化に係る市民啓発

市民のごみを減量する意識啓発のため、市内の小学校 4 年生及び中学校 2 年生に呼びかけ、環境ポスターコンテストを開催しました。応募総数は 6 4 3 点（小学生 5 7 2 点、中学生 7 1 点）でした。

☆平成 18 年度 環境ポスター リサイクル部門 市長賞



深谷小学校 4年3組
かどくら たくみ さん
門倉 拓巳 さん



深谷中学校 2年2組
もりた りゅうじ さん
森田 竜司 さん

☆平成 18 年度 環境ポスター 自然環境部門 市長賞



川本北小学校 4年2組
いのまた こうへい さん
猪俣 倅平 さん



上柴中学校 2年4組
とや あすか さん
戸谷 飛鳥 さん



第3章 し尿・浄化槽汚泥の処理

第1節 し尿・浄化槽汚泥処理の現状

し尿及び浄化槽汚泥の処理は、旧深谷市及び旧岡部町の区域については合併前の旧深谷市及び旧岡部町で組織された深谷市・岡部町共同事務組合で、又旧川本町及び旧花園町区域については寄居地区衛生組合でそれぞれ処理を行っていました。

平成18年1月1日の合併に伴い、深谷市・岡部町共同事務組合で管理運営していたし尿処理場は「深谷市衛生センター」として引き続き旧深谷市及び旧岡部町区域のし尿及び浄化槽汚泥の処理を、旧川本町及び旧花園町区域の処理については、寄居地区衛生組合の解散に伴い、寄居町に事務委託することにより処理することとなりました。

平成18年度の深谷市のし尿及び浄化槽汚泥の処理量は、し尿8,348.9kl、浄化槽汚泥が31,252.4 kl合わせて39,601.3klとなっています。その内寄居町への事務委託による処理量はし尿1,722.9 kl、浄化槽汚泥が7,200.3 kl合わせて8,923.2klと全体処理量の約2割となっています。

投入量の推移については、公共下水道などの普及により減少傾向にあるものの、合併処理浄化槽の普及により、浄化槽汚泥の割合は増加するものと推察されます。

また、深谷市衛生センターについては施設の老朽化が進行し、現施設の修繕工事等を施しつつ運営しており、改築・新築等環境面、経済面を考慮し今後の施設の在り方について検討しています。

図 深谷市のし尿・浄化槽汚泥処理量の年度推移 単位：kl

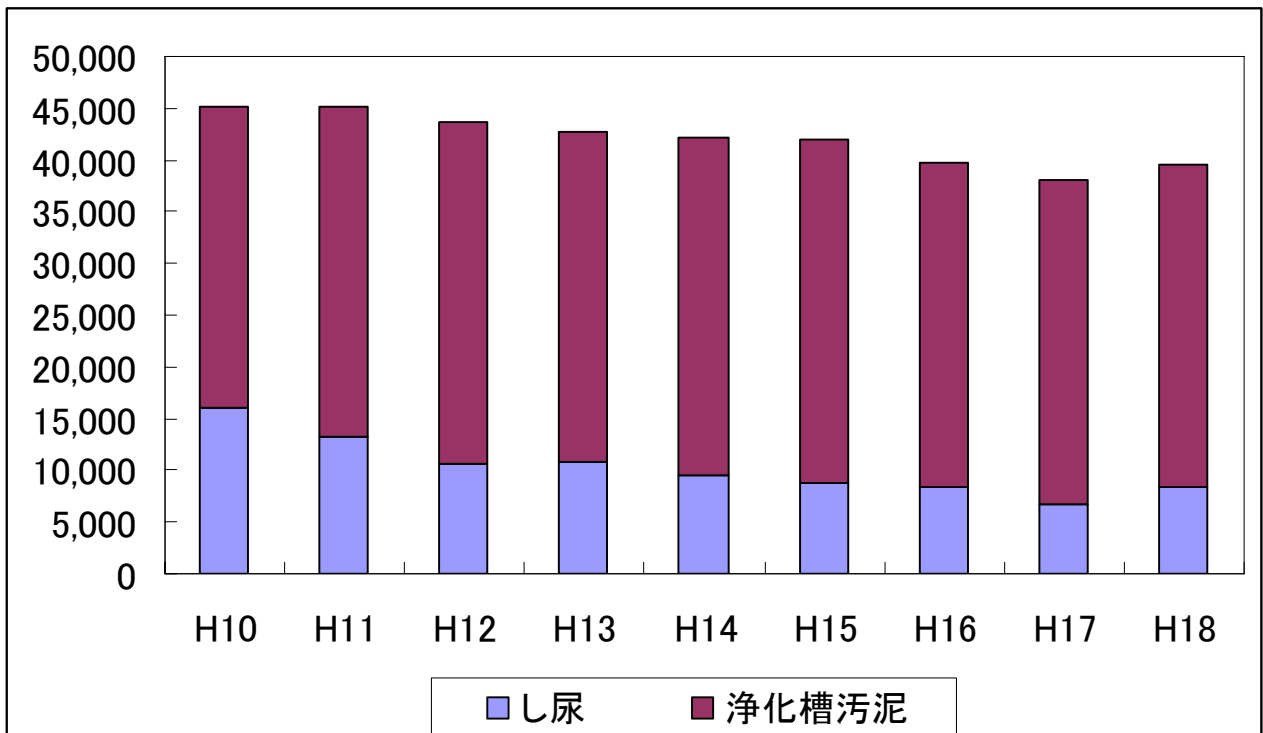


図 し尿の地区別処理状況

単位：kℓ

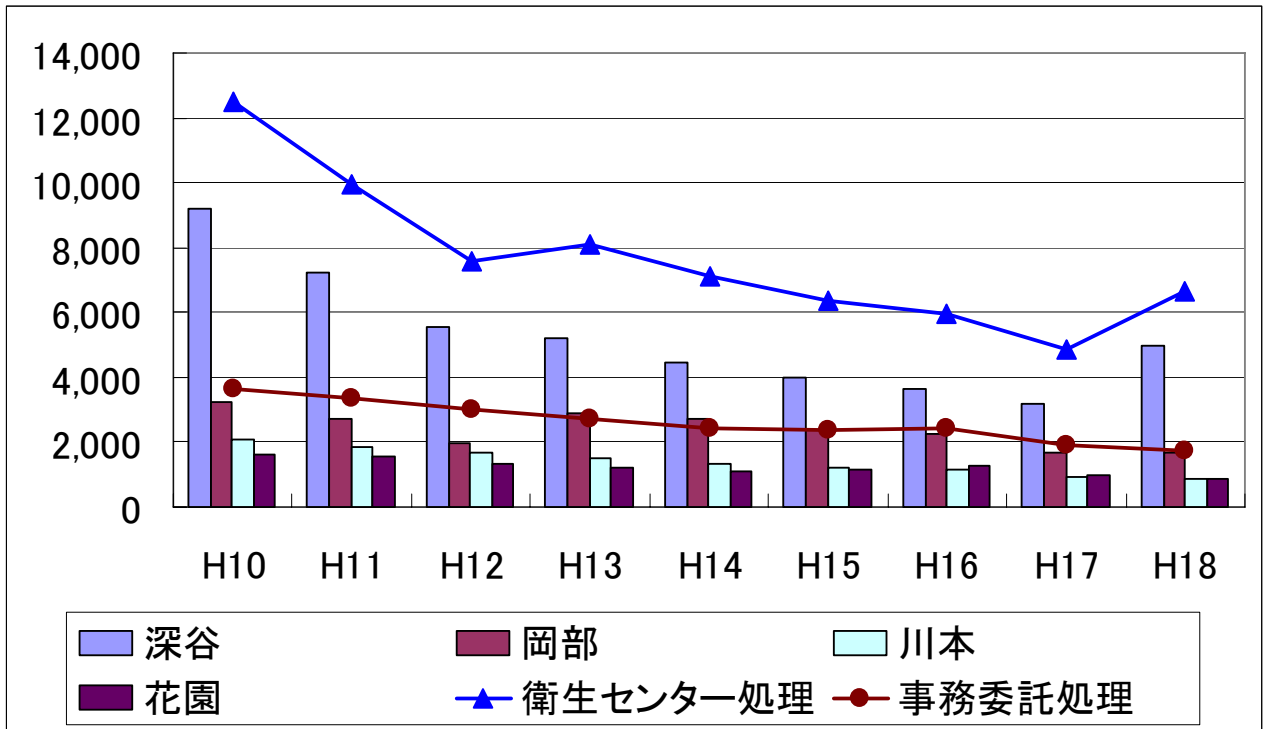
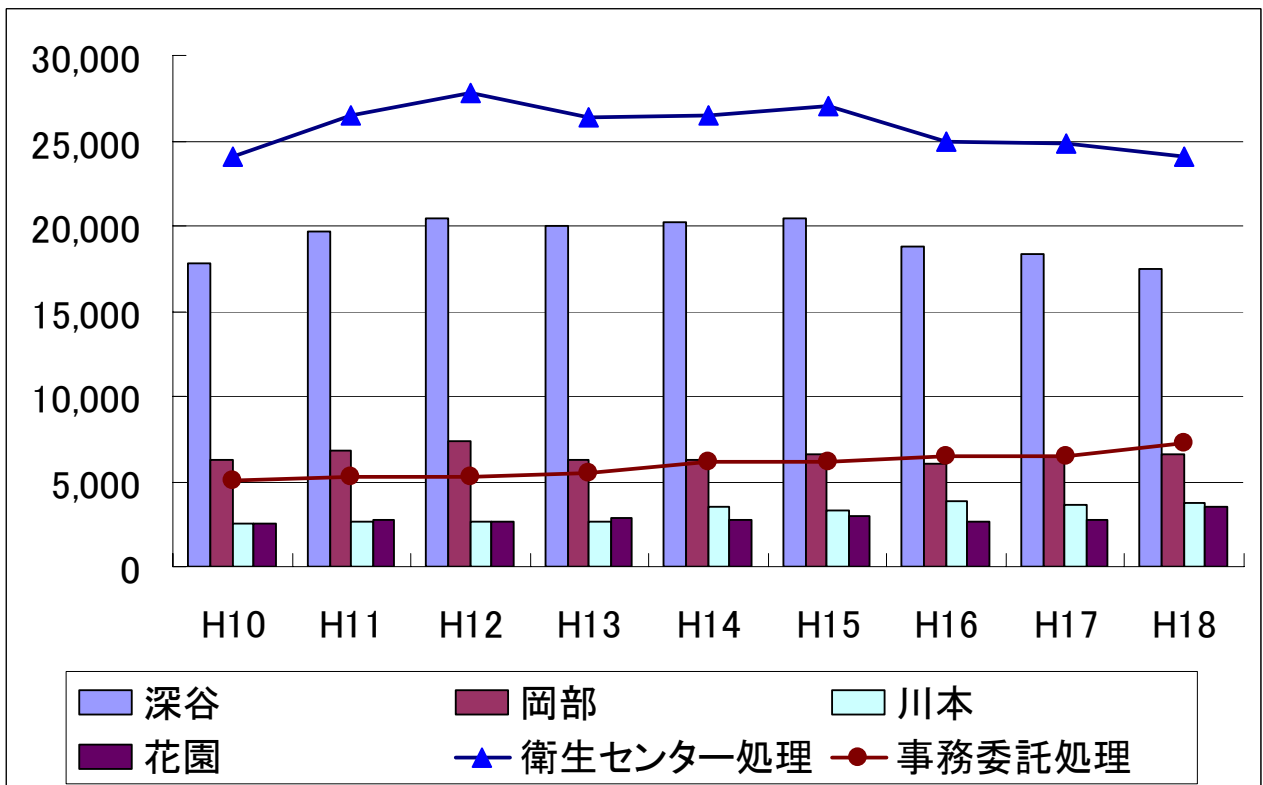


図 浄化槽汚泥の地区別処理状況

単位：kℓ



2 業者別搬入量実績

平成18年度における深谷市衛生センター及び寄居町に事務委託処理したし尿・浄槽汚泥の業者別搬入量は下図のとおりとなっています。

図 平成18年度 深谷市衛生センター業者別搬入量実績

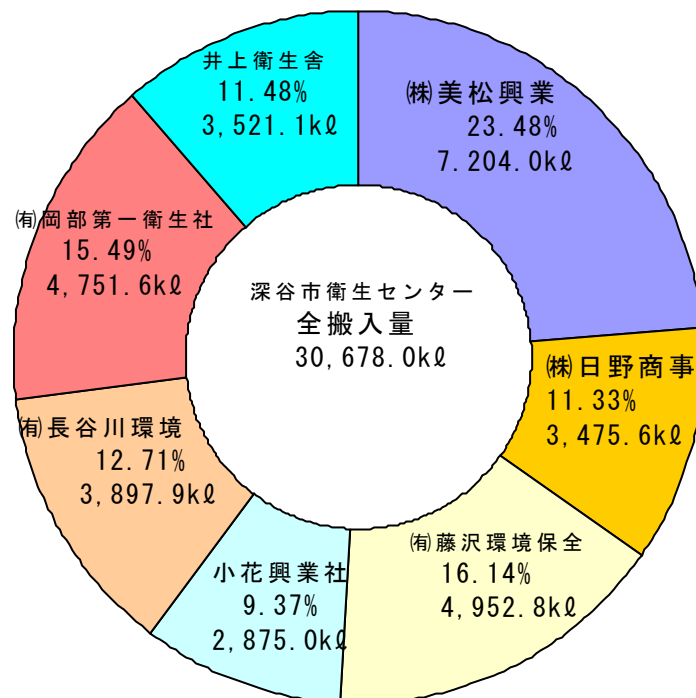
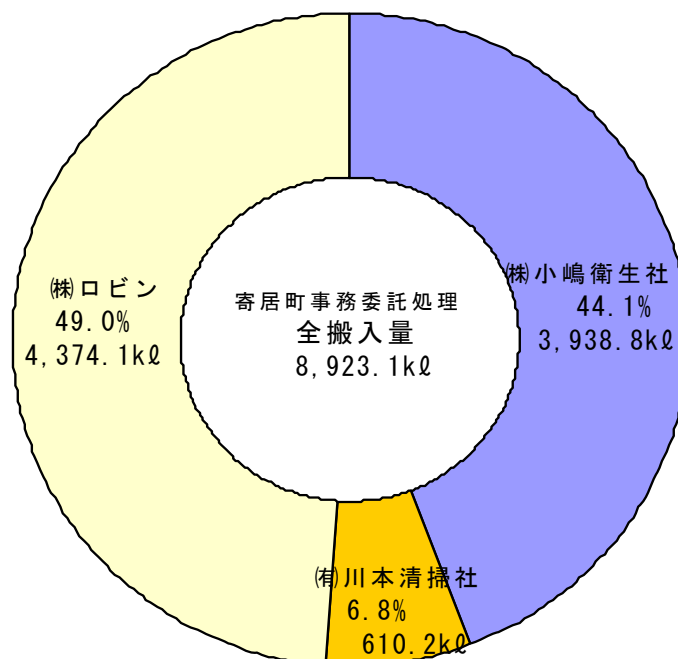


図 平成18年度 寄居町事務委託処理業者別搬入量実績



第4章 葬斎施設



第1節 葬斎施設の現状

昭和44年7月15日に、合併前の旧深谷市と旧岡部町で、深谷市・岡部町火葬場組合を設立し、昭和45年2月1日から事業を開始し、現在の「深丘園」を建設しました。

昭和54年に深谷市・岡部町共同事務組合と改称し、平成18年1月1日には新市発足に伴い、深谷市葬斎施設として火葬及び斎場業務を行っています。

火葬炉は4基あり、1日に8体を限度に火葬業務を行っています。本庁市民課及び各総合支所市民環境課窓口で火葬受付を行っています。なお、土曜日・日曜日・祝日については本庁のみ受付を行っています。

火葬場の過去5年間の利用状況は下表のとおりです。

なお、当施設は建設以降36年が経過し、老朽化しており、施設の維持管理については部分的な補修により対応しています。現在施設の改築事業を推進し平成22年4月の開設を目指しています。

1 施設

所在地	深谷市山河 397 番地 1
火葬炉	4 基
霊安室	1 室
控え室	3 室
大法会室	1 室 (約 100 名)
小法会室	1 室 (約 50 名)



2 休業日

友引、1月1日～2日

3 利用時間

午前9時～午後5時

(9:00 9:30 10:00 10:30 13:30 14:00 14:30 15:00)

4 火葬状況

表 4.1 深丘園の火葬実績の推移

単位：体

年 度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
旧深谷市・岡部町内	947	978	990	1,029	1,029
その他	94	88	78	111	206
合計	1,041	1,066	1,068	1,140	1,235

※ 旧川本町の区域は、熊谷市に火葬業務の事務委託を行っています。

深谷市の環境（平成18年度版）

平成19年8月

編集・発行 深谷市環境課



この冊子は環境に配慮し、
古紙配合率100%の再生紙及び大豆インキを使用しています。

